

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 20 日

鳥取県立鳥取商業高等学校長 高 垣 知 博

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取商業高等学校管理教室棟防火シャッター改修業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。入札書（様式第 4 号）に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のア又はイのいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建物設備の点検整備

イ 建物等の保守管理の消防用施設管理（運転保守）

又は、令和 4 年鳥取県告示第 189 号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有するとともに、その工事区分が建具工事に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置及び鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号）第 4 条の規定による資格停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取商業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取県鳥取市湖山町北二丁目401番地

鳥取県立鳥取商業高等学校

電話 0857-28-0156

電子メール torisyo-h@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 6 年 8 月 20 日（火）から同年 9 月 2 日（月）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/torisyo-h/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付す

る。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年8月20日(火)から同年9月2日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時55分までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 現場確認の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月27日(火) 午前10時から正午まで

なお、現場確認希望者は、4の(1)の場所に業務の名称を伝えて事前に申込みをすること。

イ 場所

(1)に同じ

ウ その他

(ア) 業務対象となる現場の確認のみとし、疑義等の問い合わせについては質問書を提出すること。

(イ) 参加は任意とする。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月12日(木) 午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月11日(水) 午後4時55分までとする。

イ 場所

〒680-0941 鳥取県鳥取市湖山町北二丁目401番地

鳥取県立鳥取商業高等学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、業務の名称及び数量、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵便等により4の(1)の場所に令和6年9月2日(月)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。